

2020年3月2日
東葉高速鉄道株式会社

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の取扱いについて

東葉高速鉄道では、新型コロナウイルス発生により、2020年3月2日から当面の間、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校とする旨の要請が政府から出されたことに伴い、下記の対応をいたします。

記

1. 対象となるお客様

新型コロナウイルス発生に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO定期乗車券、磁気定期乗車券）の払いもどしを希望されるお客様

※通勤定期乗車券及び大学生相当のお客様は対象外です。

2. 払いもどしの計算方法

お申し出日にかかわらず、最終登校日の翌日を起算日として払いもどしいたします。

※1か月以上有効期間が残っている場合に限りです。（使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします）。

※通常の払いもどし同様、手数料220円を頂きます。

3. 払いもどし可能期間

払いもどし可能期間は、定期乗車券を発行の翌日から1年間です。

例) 2020年1月6日に発行した、2020年1月7日から2020年4月6日まで有効の定期乗車券の場合 →払いもどし可能期間は、2021年1月6日までとなります。

4. 払いもどし取扱箇所

定期券うりば窓口（北習志野駅、東葉勝田台駅） 営業時間 毎日7:00～20:00

5. その他

- (1) 休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。
- (2) 学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- (3) 払いもどしに必要な書類は、東葉高速鉄道ホームページをご覧ください。

以上